

環境影響評価調査計画書審査意見書

「東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子
(公 印 省 略)

記

第 1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者：取締役社長 深澤 祐二

所在地：東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）連続立体交差事業

種 類：鉄道、軌道又はモノレールの改良

3 対象事業の位置

起点：国立市富士見台一丁目

終点：立川市錦町一丁目

第2 意 見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【騒音・振動】

- 1 本事業は事業予定期間が13年という長期にわたり、また、一部で夜間工事も予定されていることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行うこと。
- 2 工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。
- 3 本事業は仮線施工で行われ、仮線の使用も相当な期間にわたることから、施行中の列車走行騒音・振動による沿線環境への負荷を増加させないための十分な環境保全のための措置を検討すること。また、仮線時の騒音・振動及び高架後の振動では、評価の指標を「現況値を大きく上回らないこと」としており、指標として曖昧なことから、環境保全のための措置の効果等を検討し、可能な範囲で数値目標等を用いて評価すること。

【地形・地質、水循環、生物・生態系 共通】

事業区間は二か所で立川崖線と交差し、その周辺の崖線下には複数の湧水及び災害対策用井戸が存在している。本事業では、掘削工事等を計画しており、地下水流動の変化や立川崖線の改変による湧出機構の攪乱により湧水等へ影響を及ぼすおそれが考えられるため、地形・地質並びに水循環を環境影響評価の項目として選定すること。

また、湧水を水源とする矢川及び矢川緑地保全地域の湿性環境へ影響を及ぼすおそれも考えられるため、生物・生態系の項目選定についても検討すること。

【地形・地質】

環境影響評価の項目として地形・地質を選定した上で、特に、事業区間が立川崖線と交差する地点周辺における地形・地質の改変の程度及び湧水の湧出機構の攪乱の程度並びに関連する事項について予測・評価を行うこと。

【水循環】

環境影響評価の項目として水循環を選定した上で、事業区間周辺の地下水や湧水への影響（地下水の水位や流況、湧出水量等の変化の程度）及び湧水が流出する矢川への影響（流量等の変化の程度）並びに関連する事項について予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。